

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

1 目的

令和元年10月から消費税率が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、平成31年度税制改正により、ひとり親に対し住民税非課税の適用拡大の措置を講じるとともに、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

2 支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者

3 基準日

令和元年10月31日

4 対象者数（見込）

150人

5 給付額

17,500円

6 補正予算額

歳入 6,119千円（国庫補助金）

歳出 6,119千円

7 スケジュール

令和元年8月 申請受付（児童扶養手当現況届出時）

令和2年1月 給付金支給（児童扶養手当に上乗せして支給）